

令和元年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和元年6月7日（金）午後2時30分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 田村 星 寿 | 2番 中野 栄 |
| 3番 嶺岸 勝 志 | 4番 三須 清 一 |
| 5番 大井 栄 一 | 6番 大炊 三枝子 |
| 7番 成島 誠 | 8番 川村 泉 治 |
| 9番 宮久保 勝 | 10番 根本 博 |

4. 出席事務局職員

| | |
|------|---------|
| 局 長 | 増 田 浩四郎 |
| 次 長 | 大 井 一 郎 |
| 庶務係長 | 富 塚 隆 則 |
| 農地係長 | 鈴 木 光 一 |

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第2号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について
- 議案第3号 我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

三須清一会長 ただ今から令和元年第6回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6番 大炊三枝子委員

7番 成島誠委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日までご審議いただく案件は議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、申請件数は利用権の新規設定が1件、再設定が10件です。

議案第2号は「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」で、1件です。

議案第3号は「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」で、1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年6月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は1ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の一筆、面積は3,547m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借

受期間は10年間、借賃は全面積でコシヒカリー一等米〇〇〇kgです。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の4筆、合計面積は9,938m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の3筆、合計面積は5,882m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇市の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の一筆、面積は2,990m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇市の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の4筆、合計面積は1万1,374m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号6番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の二筆、合計面積は4,614m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号7番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の二筆、合計面積は7,443m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇市の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号8番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の一筆、面積は4,112m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号9番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・田の二筆、合計面積は4,071m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kgです。

整理番号10番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の畑6筆、合計面積は4,367m²です。借受者は都部新田の社会福祉法人つくばね会で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は全体面積について年間〇〇万円です。

整理番号11番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,053m²です。借受者は柴崎台1丁目の株式会社めりんだで、貸付者は〇市の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いいたします。

大井栄一調査会長 議案第1号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約2.3ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間100日、妻が200日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

続いて、整理暗号2番から9番までの借受者の経営面積は借受地を含めて約3.6ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間270日、妻が170日、子が55日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

続いて、整理番号10番の借受者の経営面積は借受地のみで約0.5ヘクタールです。農業従事日数は300日です。トラクター、耕運機、草刈り機を揃えています。

続いて、整理番号11番の借受者の経営面積は借受地を含めて約3.6ヘクタールです。農業従事日数は310日が3名、275日が1名です。トラクター、管理機、動力散布機を揃えています。

三須清一会長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

田村委員。

田村星寿委員 議案第1号3番の件でお尋ねします。こちら、社会福祉法人つくばね会の方が畑をお借りするというので理解はできるんですが、その4反ほどの面積で作った野菜をつくばね会さんは、どちらの方で販売しているのか調査会のほうで何かお聞きしたんでしょうか。お尋ねいたします。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

事務局、お願いします。

事務局 農政課に確認をして、改めて皆さんにお知らせしたいと思います。

田村星寿委員 はい、分かりました。よろしくお願いいいたします。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり決定することとしました。

次に、議案第2号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第2号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」に対してこの会の意見を求めます。提出年月日令和元年6月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

この件につきましては昨年の6月の総会でご説明しておりますが、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の第37条（情報の公表）で、農業委員会における事務の実施状況を毎年度インターネットその他の方法で公表することが義務付けられています。農業委員会法改正の背景にあった「農業委員会が行っている活動が農業者等になかなか見えていない」という反省の下、一定のルールに基づいて活動状況を公表して透明化を図ることとされたものです。

従前は農水省の通知によるものでしたが、平成28年度からは農業委員会法の中に明記されました。また、農地法第52条（情報の提供等）でも「農業委員会はその所掌事務を的確に行うために農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと」が義務付けられています。

この情報提供の公表にあっては農水省が通知で様式を示しています。毎年度の初めに目標及びその達成に向けた活動計画を決め、その実施した活動については年度の終了後に目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を行って、それをしっかり公表していくというものです。我孫子市の農業委員会でも法令に基づいて適切に情報の公表を行っていく必要があります。様式についても基本的にこの農水省の様式を運用していくことが適当と考えます。

「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を事務局で作成し、前回の数値の再チェックを行い、農政課の事務事業計画との調整を図った上で今回の議案とさせていただきます。

それではお手元の別紙1をご覧ください。

まず「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」です。

1の農業委員会の状況は平成29年度末時点の状況です。

1の1では各表の米印の注釈に従い、数値を入れております。1の2の農業委員会の現在の体制は年度途中で切り替わった場合は新旧いずれも記載する様式となっておりますが、新旧の内容に変更がありませんので、新体制の数値を入れております。

次に、2の担い手への農地の利用集積・集約化です。

2の1と2では現状の実績の数値を、2の3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、3の新たに農業経営を行おうとする者の参入促進です。

3の1と2では現状と実績の数値を、3の3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、4の遊休農地に関する措置に関する評価です。

4の1と2では現状と実績の数値を、4の3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

補足しますと、遊休農地の解消については新体制に移行した平成28年度当初に3年の任期期間に係る農地利用の適正化に関する指針で目標数値を決めましたが、単年度0.5ヘクタールの目標を超過達成しています。

次に、5の違反転用への適正な対応です。これも4までと同様、5の1と2では現状と実績の数値、5の3では活動計画に対する実績及び活動に対する評価を記載しました。

これも補足しますが、我孫子市の違反転用案件への対応は、現在、新規違反への対応は機敏に行って速やかに是正するよう取り組んでおりますが、県から権限移譲される以前の古い違反案件を初めとした困難案件については十分な対応がなされてきておりません。

次に、6の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

6の1では農地法3条に基づく許可事務についての実績を、6の2では農地転用に関する事務についての実績を記入しております。農地転用に関する事務に関しては農水省の様式では意見を付して知事への送付案件を記入するようになっておりますが、我孫子市は権限移譲を受けていますので、このかっこ書きの意見を付して知事への送付を含むとして作成しております。

なお、この6では標準処理期間について3条許可に関しては申請書受理から30日、農地転用許可に関しては45日としてきましたが、受付から決定に至るサイクルが29年度から変更になったことと我孫子市が権限移譲市であること等を踏まえ、精査して期間を決定しました。29年度からは3条許可も4条5条許可も毎月21日から25日までを受付期間としています。翌月の15日までには総会を開催し、農業会議に諮問する場合でも常設会議は16日までには開催されますので、それを受けて許可を行う場合でも申請受付から概ね1ヶ月以内には許可書の交付ができています。

以上を踏まえて、29年度からは我孫子市農業委員会の許可に係る事務の標準処理期間は、3条許可に関しては申請書の受理から25日、農地転用許可に関してはネットワーク機構の千葉県農業会議への諮問案件となる場合も含めて申請書の受理から45日としております。

続いて、6の3では農地所有適格法人からの報告への対応を記入しています。四つの法人が対象となります。株式会社歩屋は催告中ですが、その他3法人は法令に基づく報告書の提出がすべて督促後に行われました。

6の4では情報の提供等を記入しています。農地の賃借料情報と権利移動等の情報の提供、農地台帳の整備状況について記入しています。

次の7は地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容です。特段の意見募集を行う方法ではありませんが、日ごろの活動の中で寄せられた意見等があればその内容と対処内容を記載するものです。特に寄せられていないと思われまので、特になしと記入しています。

8では総会後の議事録の公表についてホームページで公表していること、農地等利用最適化推進施策の改善については意見提出がなかったこと、活動計画の点検・評価にはホームページに公表しているものとして記入しています。今回は総会で決定され次第速やかにホームページにアップするとともに、県を通して農水省に報告することになります。

次に「令和元年度年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。

別紙2をご覧ください。

1の農業委員会の状況は30年度末時点の状況です。

1の1では先ほどの30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の数値と違う箇所もあります。耕地面積は農水省の耕地及び作付面積統計の数値が1,240ヘクタールとなっています。遊休農地面積は30年度の実績を差し引いた数値になっています。農地台帳面積は30年度末時点の台帳面積を記入しています。

1の2では30年度は既に新体制移行が完了していますので、新体制のみの記入としています。

次に、2の担い手への農地の利用集積・集約化です。

2の1では現状と課題を、2の2では目標と活動計画を記入しています。数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

3の1では現状と課題を、3の2では目標と活動計画を記入しています。これも数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、4の遊休農地に関する措置です。4の1では現状の課題を、4の2では目標と活動計画を記入しています。これは農政課とも調整しながら農業委員会が決めた3年で1.5

ヘクタール解消という最適化推進指針を基に堅実に年間 0.5 ヘクタールの解消を目標値としました。

最後に、5 の違反転用への適正な対応です。これも 5 の 1 では現状と課題を、5 の 2 では活動計画を記入しています。数値は点検・評価後の残面積を基本としつつ、具体的な案件を確認し、実践的な是正対応についてはパトロール等を行いながら協議して詰めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

最後に、本案件で平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定していただきましたら、6 月中に千葉県を通して農水省に報告するとともにホームページで公表することになります。

なお、この件に関してホームページで公表しておく期間は施行規則の規定に従い、3 年間となります。

以上でございます。

三須清一会長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり決定することとしました。

次に、議案第 3 号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 9 ページをお開きください。

議案第 3 号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」。下記のとおり農業委員会等に関する法律第 7 条の規定により定めたいのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年 6 月 7 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

平成 28 年 6 月に決定しました「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきまして、目標期間などが平成 31 年 3 月末までとなっていることから、改めて地区内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法について変更するものです。

変更点につきましては別紙 3 の案をご覧ください。

まず 1 の (1) の②の市内の遊休農地面積について、従前「52 ヘクタール」だったも

のを「39.6ヘクタール」へ、④の◎中、平成31年を令和4年へ。

続いて、2(1)②農地利用集積の現状中「174ヘクタール」だったものを「192.2ヘクタール」へ、③農地利用集積の目標設定(累積)中「195ヘクタール」を「210.2ヘクタール」へ、④の◎中「平成31年」を「令和4年」へ。

続いて3(1)①新規参入経営体の現状中「19経営体」を「21経営体」へ、②新規参入経営体の確保の目標(累積)中「22経営体」を「24経営体」へ、③の◎中「平成31年」を「令和4年」へ。

また、大項目の1、2、3それぞれの(2)の取り組み方法については変更ございません。

なお、当案につきましては、令和元年6月3日に我孫子市農地利用最適化推進委員会議にて、農業委員会などに関する法律第7条第2項の規定に基づき「指針を定め、またはこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならない」と定められていることから、意見を聞き、案の作成を行ったものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

以上で審議案件についてはすべて終了いたしました。

大井調査会長には自席に戻っていただきます。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告します。報告は第1号から第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1番が福祉施設で1件、整理番号2番が道路で1件、整理番号3番が住宅で1件、整理番号4番が道路で1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1番が駐車場で1件、整理番号2番から4番は宅地で3件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。事由は3件とも相続です。

報告第4号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、9件受理しました。事由は整理番号1番から8番までは賃借条件の変更で、整理番号9番は土壌の関係で耕作できなくなったための1件です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号までについて何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

中野委員。

中野栄委員 報告第4号整理番号9番ですが、土壌の関係で耕作が困難になったためというのはどういうことなんでしょうか。

三須清一会長 事務局、分かりますか。

事務局 お答えいたします。この土地はもともと少し荒れていた農地で、もちろん借り手は当初耕作するつもりでいたのですが、すぐに取り掛かれなかった為、その間不法投棄が続きましていよいよ耕作できない状態になったのでお返しするといういきさつです。

なお、今後所有者に農地の適正な管理を指導していきたいと思えます。

中野栄委員 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会令和元年第6回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人